

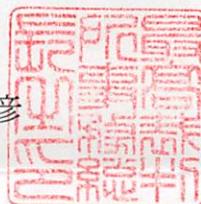
最高裁秘書第915号

平成30年3月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月22日付け（同月24日受付、最高裁秘書第304号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

(1) 59期ないし69期の司法修習生に関して、退寮処分を受けた人数が修習期ごとに分かる文書

(2) 70期の司法修習生に関して、退寮処分を受けた人数が修習期ごとに分かる文書

2 開示しないこととした理由

(1) 1の(1)の各文書は、いずれも存在しない。

(2) 1の(2)の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

